

ジョン・リーランド研究

—アメリカ信教の自由に貢献した人物の考察（III）—

斎 藤 剛 毅

序

アメリカ信教の自由に貢献した人物の研究シリーズとして、第1回はロジャー・ウィリアムズを（福岡女学院大学人文学研究所紀要『人文学研究』1998年3月号に記載）、第2回はトマス・ジェファソンを選び（『福岡女学院大学紀要』1999年2月号に記載）、彼らの生涯と思想及びその背景について考察した。

第3回はトマス・ジェファソンの政治哲学から大きな影響を受けて、ヴァージニアとマサチューセッツにおける法定教会の廃止と信教の自由確立をめざして活躍したジョン・リーランドの生涯とその思想について研究する。

リーランドはヴァージニア各地に伝道旅行を試みた有名な説教者であり、ヴァージニア、コネクティカット、マサチューセッツにおいて、良心と信教の自由実現のために闘志を燃やした人物である。*Encyclopedia of Southern Baptists* の中で、Jack Manly はジョン・リーランドの人柄を評価して「聰明で機知に富んだ人物であったが、やや風変わりな人間として知られており、こと良心の権利に関しては策略にたけたチャンピオン的存在であり、マサチューセッツの人々にジェファソンの政治思想を紹介した有能な説得者、そして心温かい福音主義的説教者であった」¹⁾ と述べている。

ジョン・リーランド（John Leland, 1754—1841）に関する本格的研究は日本においては未だなされていない。この論文は彼の生涯と思想、そして彼がアメリカ信教の自由の実現のためにいかに貢献したかを明らかにし、この分野での研究に一石を投じたいと願うものである。

I. ジョン・リーランドの生涯

ジョン・リーランド (John Leland) の生涯を記述する際に最も重要な資料となるものは、Miss L. F. Greene によって編集されて1845年に出版された *The Writings of the Late Elder John Leland, Including Some Events in His Life, Written by Himself, with Additional Sketches* (『故ジョン・リーランド翁の作品、彼自身によって書かれた「わが人生における出来事」と追加素描』) である。¹⁾ この分献は156年前の出版物であるから、書物の変色といたみがひどいため図書館の古書保存室に保管されている。幸いにこの文献は26年後の1871年4月号の *Baptist Quarterly* に、J.T. Smith によって“Life and Times of the Rev. John Leland”と題された論文に用いられており、リーランドが書いたかなりの重要部分が引用されているので、前著が入手できない研究者にとっては貴重な参考資料となっている。両文献を用いながらリーランドの生涯をたどってゆきたいと思う。

1 出生と幼少年時代

ジョン・リーランドは1754年5月14日に、マサチューセッツ州のグラフトンに、父ジェームスと母ルーシーの間に生まれた。Henry Leland がイングランドから1652年に移民してから五世代目に当たる。幼年時代から知識欲が旺盛で、地域の学校に入学してからも成績が優秀であったゆえに、ジョンと親しく接した牧師や医師たちは彼の将来有望な才能の開花を期待して、父ジェームスに大学進学の道をジョンに開くように奨めている。しかし、ジョンは大学進学の年齢に達した18歳の時に、父親の体力的衰えと経済的理由により、大学には進もうとはしなかった。そして、次第にキリストの福音を語る伝道者としての召命感を深めてゆき、神学校に入学することなく、福音宣教者への道を歩み始めるのである。²⁾

ジョンの両親はニューイングランドでは法定教会となっていた会衆主義教会に属する信者であったが、父ジェームスが聖書の学習を深めている間に、「バプテスマを受けるのに相応しい者は信仰者のみであり、浸礼（全身を水中に沈めるバプテスマの形式）だけが〔聖書の説く〕福音的形態である」という確

信に至り、そのことをジェームスは母親に語ったところ、彼女は息子の見解が会衆主義教会では決して受け入れられないものであると言って強く反対し、叱責したので、ジェームスはその見解を固執しつつも母親を悩ますことを避け、全ての子供たちに幼児洗礼を受けたが、ジェームス自身は心の中で決してその確信を弱めた訳ではなかったと、自分の過去の思いを息子ジョンに伝えている。³⁾

そのことを聞いた時、リーランドはその時よりずっと以前の少年時代のバプテスマの出来事を回想して次のように語っている。

私は非常に恐れて逃げ出した。小さな丘を速く走り下ったので、私はつまずき倒れて鼻を強く打ち、鼻血を出した。逃亡はそれまでで終わり、追いかけて私は捕まって連れ戻され、鼻血をふき取られて、バプテスマへの準備となった。この出来事に益があったのかと問うならば、私を捕えた女中、そして父と牧師に〔今でも〕伝えたいのであるが、それは私自身が心から欲して志願したのではなく、私の意志に反していわば強制された、心進まないことであったということである。⁴⁾

以上の表現の中に、リーランドは自由意志に反する強制的洗礼はなすべきではないという気持ちを強く表明しているのである。

2 回心への道筋とバプテスマ

町の牧師や医師の奨めもあり、ジョンは法律の学びへと進みたいと願ったのは事実であるが、父親の健康的理由と親の元に留まり両親の生活を支える必要を感じて学問への道を断念した。ジョンは決して裕福とは言えない経済状態のゆえに好きな書物を買うことが出来なかつたが、父ジェームスの蔵書は彼に読書の機会を与え、その殆どを読破している。その中でもジョンが愛読したのは聖書とバンヤンの『天路歴程』とドットリッジの『魂における成長と進歩』であったという。⁵⁾ ジョンが関心を示した書物を考えると、彼の学問的関心は法律でありながらも、実際は父の蔵書から選ぶという限界の中で、宗教書に関心を示したことが分かる。

1772年の夏、ジョンが18歳になった時、不思議な宗教体験をして回心したことを、彼自身が次のように記述している。

私は殆ど全ての悪の中にあり、心は空しく、浮かれたわむれ、愚かな悪の遊びにふけっていた。1772年の夏、浮かれ遊びからの帰り道で、天からの声が響いてきて、「お前は自分がなすべき仕事をしていない！」と言う。その言葉を聞いてびっくりして空を仰いだ時、私がしなければならない山よりも重い仕事が示されたように感じた。……異常な恐怖を伴うことなく、破滅の恐怖もなかったが、[その言葉が]ハチ密より甘く感じられた。若き日の逸脱への魅力と甘味さは全く失われ、それらの中にもはや何の快楽も見出しえないように思われた。⁶⁾

ジョンは不思議体験の後に、バプテスト派の若き説教者エルハネン・ワインチェスターの伝道説教を聞いて深い感銘を受けた。その時にダンスの女性パートナーが回心してバプテスマを受けたことがきっかけとなり、ジョンも罪深い生き方に別れを告げることを神に誓い、「これから後15ヶ月間、神様の自分に対する導きを示して下さい」と祈り求めたところ、心の中での罪との葛藤が強められていったと語っている。⁷⁾ 次に小さな集会で共に祈りたいという強い願いが起こされ、また教会の牧師が父ジェームスの家で行われた集会に訪れ、聖書の話をしたところ、ジョンは聖書の箇所に関して牧師と異なる解釈が可能ではないかと述べたので、牧師は別の機会を設けてジョンと語り合うということも生じた。また別の集会でジョンは祈ることを求められ、祈っているうちにキリストの恵みの中にある自分を強く感じて、祈りが終わるとジョンは神に促されるようにして集会の人々に短い奨励をしてしまったという事もある。⁸⁾

そしてジョンは何度も人々の前で奨励や説教をするように促され、資格の無い自分が説教することにおののきと恐れすら覚え、躊躇しながらも、説教しなければ罪の中に滅びてしまうという思いに捕われ、罪と滅びから救われるための説教を続けるという不思議な2年間が続いたと語っている。そして普通の人々がたどる経緯とは異なる形で、1774年6月1日にバプテスマを受

けたいとベリングハム・バプテスト教会のノア・アルデン牧師に申し出て、その願いが受け入れられ、その日にバプテスマを受けることができたのである。そして1ヶ月も経ずして今度は牧師不在のグラフトン教会で日曜の礼拝説教を求められて、説教している。⁹⁾

3 巡回伝道説教者ジョン・リーランド

自分が説教者として相応しいかという自分の適性を問い合わせながらも、ジョンは説教を続ける内に伝道者として自分の時間と才能とを神のために捧げ尽くすという決断に至り、1774年6月20日からジョンは近隣の町々から説教依頼がある度にそれに応じて説教を躊躇することなく受け始めている。それが巡回伝道者リーランドの誕生である。ジョン20歳の時であった。¹⁰⁾

バプテスマを受けて数ヶ月後、ジョンはベリングハム・バプテスト教会から説教許可証(licence)を受けるのであるが、彼はその2年以上前から既に説教していたという変わった経緯をたどってライセンスを得たのである。¹¹⁾

ジョンがヴァジニアへの伝道の旅に出かけたのは1775年10月であり、約10ヶ月間の伝道の結果、彼はヴァジニア地域が苦労しがいのある場所と感じた。1776年の夏マサチュセッツに帰ると、9月30日ポップキントン出身のサリー・テヴァインと結婚し、新婚旅行を兼ねて再びヴァジニアへ向かい、1777年3月にカルペッパー郡のマウントポニーに到着した。そこに暫く腰を据えるつもりで、説教者不在の教会に籍を置き、7月に長老たちからの按手抜きの略式就任式をもって宣教を開始している。¹²⁾しかし、彼は牧師とみなされるには若すぎたことと、また招かれればどこにでも説教に出かけることが多かったために、教会員の間に不満が高まったので教会を辞してオレンジ郡へと移ることになった。¹³⁾

4 ヴァジニア邦オレンジ郡での働き

リーランドは家族と共に1791年にニューイングランドに戻る迄の14年間オレンジ郡でめざましい働きをするようになる。巡回伝道旅行の情熱は更に燃え、一週間に13の場所で聴衆に語り続けることがあったという。こんなエピソードが残っている。ある伝道旅行の時、夕べの説教が終わった後に一人の

婦人がリーランドにバプテスマを授けて欲しいと申し出た。しかし彼女が言うには「自分の夫はもし洗礼を受けたら息が出来ないほど鞭で打ちのめす。そして授洗者である牧師を殺してやると言っておどかす」という。リーランドは「あなたが背中に鞭を受ける覚悟ができているなら、私は首をはねられる覚悟をしましょう」と言って、バプテスマを受けたのである。後日リーランドはユーモラスに語っている。「彼女の夫は妻を鞭打ったが、洗礼者ジョンの首は未だにはねられていない」(John the Baptist=ヘロデ王によって首をはねられた預言者になぞらえたユーモア表現) と。¹⁴⁾

更に次のようなエピソードもある。伝道旅行の途中に思いがけず馬が動けなくなり、20マイル(32km)を徒步で往復して説教の責任を果たしたという。¹⁴⁾ここに福音宣教のために労苦を惜しまなかつたリーランドの精神が如実に表われている。

1779年11月になり、リーランドは魂の救いを切望する聖なる情熱に欠けているという思いに捕われ、真剣に祈るようになった。その結果が次のような記述として表現されている。

私は今になって初めて罪を悔い改めて回心する人々のために産みの苦しみをするということがどういうことかを知った。「私に子供を与えて下さい。そうでなければ私は死にます」とラケルがヤコブに言った言葉が、私が神に語りかける心からの言葉となった。8ヶ月の間、私の生涯でかつてなかつた程の強い祈りの精神が与えられた。……私の説教範囲はオレンジ〔郡〕からヨーク〔郡〕に至るまで120マイルの行程であった。〔そして、ついに〕1779年11月から1780年7月までの間に、私が130人にバプテスマを授けるということが生じた。……このことは私の伝道牧会における初めての新鮮な出来事であり、……このリバイバルの結果、マシュー・ウッド、ロバート・ステイシー、そしてトマス・チーズマンらの説教者が生まれた。¹⁵⁾

リーランドの伝道旅行は1784年にフィラデルフィア、1785年にポーハッタン郡、1786年にルイジアへと展開され、そこでも驚異的な回心が次々と生じている。リバイバルの際に生じた状景をリーランド自身の記述から描写して

みよう。

私は「わが罪の重荷は消え去れり」という贊美歌を歌って礼拝を始めたのであるが、突然天から会衆に何かが降り注いだかのように思われた。暫くの間私はただ泣くだけで何も語ることができなかつた。私の説教はおよそ褒めたものではなかつたが、結果は驚くべきものであった。ある者はすすり泣き、ある者はひざまずき、ある者は床に伏していた。そして数週間で40人がバプテスマを受けるという集会の実りが生じた。¹⁶⁾

この記述を読む限り、これはリバイバルが実際に起きたアメリカでの諸集会での事例と一致しているので、リーランドは巡回伝道者として明らかに信仰復興をヴァージニアのオレンジ郡を起点としてアメリカ南西地域の諸教会に拡大させていったことが分かる。

アメリカにおける第1次信仰復興は1739年から1742年にかけてニューイングランド、中部及び南部植民地に顕著に現われた信仰活力の再生であり、宗教的覚醒であった。また第2次信仰復興はアメリカ全土を覆い尽くすほどの力を示した大信仰覚醒運動であった。¹⁷⁾ 1790年前後から第1次信仰復興の残り火と思われるリバイバルが各地に生じ始め、それが一気に燃え上ったという性格をもつのが第2次信仰復興である。リーランドの伝道において見られる信仰復興はアメリカ教会史の大きな視点から見れば、第1次の残り火であると同時に第2次信仰復興の序奏的段階の性格があると言える。

第1次信仰復興運動の結果、ニューイングランドの会衆主義諸教会でリバイバル賛成派と反対派とが分裂してしまい、賛成派は次第に教会から離脱してゆく傾向が見られ、その中の多くは自覺的信仰を重んじるようになったゆえに幼児洗礼反対者となり、バプテスト派の信仰に転向し、やがてカロライナ邦やヴァージニア邦に移住したり、更に西南地域へと移住していく。彼らは「分離バプテスト」と呼ばれたのであるが、1770年から1800年迄の間に、殆どの地域でカルヴァン主義バプテストの群に合流して the United Baptist Churches を形成するという展開を見せていたのである。

ヴァージニアで分離バプテストがカルヴァン主義バプテストと合同して the

United Baptist Churches を形成したのが1787年である。¹⁸⁾

ジョン・リーランドは彼の信仰上の性質から信仰復興推進派であったから、分離バプテストと強いつながりをもっていた。その彼がカルヴァン主義バプテスト教会の牧師として正式に按手礼を受けたことが、両派を合同させる大きな影響力となって合同が実現し、ヴァージニア諸教会に大きな喜びと祝福をもたらしたという背景がある。¹⁹⁾

この頃からリーランドはヴァージニアにおける伝道活動ばかりでなく、政治活動においても顕著な働きをするようになるのであるが、政治活動については項を改めて後述する。

1787年、第1次信仰復興に大きな役割を果したサムエル・ハリス (Samuel Harris)がリーランドを訪ね、教会で説教するということが起きた。オレンジ郡の牧師たち及び信徒たち多勢がハリスの説教を聞くために集まつたのであるが、聖書を読んだ後、ハリスの心は暗闇に覆われて説教が出来なくなり、やむなくリーランドが代りに説教するという事態が生じた。その結果、説教者リーランドの存在が一段と印象づけられることになったのである。ハリスはリーランドの家からスポットヴィニア郡とクロライン郡に出かけて説教した時には幸いにも心の闇は晴れて、神の力に満たされて人々を回心に導いたのであるが、リーランドも両郡の諸教会に招かれて集会をしての帰途、友人宅で会話をしていた時、莊厳な神の臨在感に捕われ、彼の魂は恵みに圧倒されて自己意識が消える中で神と語る体験をしたという。そしてオレンジ郡に帰り着く前に、神は必ずオレンジ郡においても偉大な御業をなさるという確信が与えられたと述べている。²⁰⁾ その結果どのようなことが生じたか、リーランドは次のように語る。

10月の最終日曜から私はバプテスマを授け始めたが、その仕事は大きく拡張していった。20マイル四方の地域に生じたりバイバルに私はかかわったが、オレンジ郡、カルペッパー郡、スポットヴィニア郡、ルイサ郡も含まれていた。一つの地域に神の御業が弱ると、隣りの地域に御業が現われ、次々と1787年10月から1789年3月に至るまで天からの〔聖霊の〕雨が降り注ぎ、その期間に私は数百人にバプテスマを授けたのである。正確に言うと1788年に

は300人であり、私がかつて多数のバプテスマを授けた年よりも多かったのである。²¹⁾

リーランドの14年間のヴァジニア州滞在中に、彼は3,009回の説教をし、約700人にバプテスマを授け、彼が住居を構えて労したオレンジ郡の教会は300人の教会に成長し、またルイサ郡に設立された教会は200人の信者を擁する教会にまで成長した。²²⁾

リーランドの教会への「告別の手紙」の中で、彼はバプテスマに関しては、「神が私の伝道牧会への恵みのしるしとして、私に与えて下さったもの」と書き、彼が体験した苦難と労苦に関しては、「日中は日照りが、夜には霜が私を消耗させ、私の頭髪は暫々夜霧でびっしょりに濡れ、夜の激しい雨で動けなくなることも度々あった。しかし、不滅の価値を有する魂への神の愛が私の心を振るい立たせ、様々の妨害、騒動、非難、論争の圧迫下から、私を立ち上らせて下さった」²³⁾と、馬に乗りながら広範囲に亘る巡回伝道の中でリーランドが味わった体験が述べられているが、これは使徒パウロがコリントの信徒への手紙二、11章24—29節で語っていることを思い起こさせる。

[わたしは]ユダヤ人から四十に一つ足りない鞭を受けたことが五度。鞭で打たれたことが三度、石を投げつけられたことが一度、難船したことが三度。一昼夜海上に漂ったこともあります。しばしば旅をし、川の難、盗賊の難、同胞からの難、異邦人からの難、町での難、荒れ野での難、海上の難、偽の兄弟たちからの難に遭い、苦労し、骨折って、しばしば眠らずに過ごし、飢え渴き、しばしば食べずにより、寒さに凍え、裸でいたこともあります。……だれかが弱っているなら、わたしは弱らないでいられるでしょうか。だれかがつまずくならば、わたしの心を燃やさないでいられるでしょうか。〔新共同訳〕

5 マサチューセッツ州での働き

1790年にリーランドは父親を訪ねるためにニューイングランドへと旅し、その途中招かれた教会で説教し、32名にバプテスマを授けている。翌年(1791

年)リーランドは家族と共にヴァジニアを離れることを決意する。フレデリックバーグからニューロンドンへ船で向かったところ、激しい嵐に襲われ暴風は15時間続いたが、幸い船の被害は少なくて済み、無事港に着くことができた。しかしリーランドの妻は旅の疲れと船上での恐怖が重なり、健康を害してしまう。彼女の健康回復を願ってリーランドは父の住むマサチュセッツ州コンウェイに数ヶ月滞在し、それから残りの生涯を過ごすことになるチェシャイアに居を定めた。²⁴⁾

チェシャイアにはE. P. ワーデン牧師が牧会する大きな教会があつたが、リーランドは70人ほどの会員がいる教会に加わり、そこで7年間説教が求められ、その間70人の会員が増加し、「1799年から1800年にかけて、再び天から〔恵みの〕雨が魂に降り注ぎ、6ヶ月の間に200名の会員が加えられた」²⁵⁾と彼の70歳の記念説教の中で語られている。

リーランドは更に1811年と1823年にリバイバルが生じてチェシャイアと近隣地域の教会で330人以上の志願者にバプテスマを受けたこと、そして宣教の労苦はコンウェイ、ポウナル、アダムス、ハノックその他にまで及び、300人以上のバプテスマがもたらされたこと、その結果1824年までに合計1,352人にバプテスマを受けたことになること、それらの人々は、裕福で地位のある人々、名門出身の婦人たち、しかし殆どの人々は中流かそれ以下の人々であったこと、そして12人が説教者になったことを述べている。²⁶⁾

1824年5月の70歳記念説教の中で、次のような内容も語られている。

私はそれが名誉といふことができるならば、2人或いは3人のアメリカ合衆国大統領及び元大統領の前で、また州知事たちや1人のインディアン王の前で説教する栄誉に浴し、私は900人のバプテスト派の牧師たちに語り、他教派の人々に対してはどの位の数に及んだかは覚えていない。²⁷⁾

この回想には1801年の出来事が含まれていると思われる。それはアメリカ合衆国第3代の大統領となったトマス・ジェファソンの就任祝に途方もなく大きなチーズをチェシャイアの人々が造り、それを贈呈する代表者としてリーランドが選ばれたことである。このギフトは町の乳製品製造販売を営む

婦人たちによって造られ始めたのだが、遂には1,450ポンド(約658キログラム)の大きなものとなり、馬車に引かれて運ばれる巨大なチーズを見ようと集まった人々に対して、ワシントンに至る行程で機会ある毎に説教したリーランドは「マンモス〔チーズ〕牧師」とあだ名を付けられ、首都ワシントンでの贈呈式を無事終えたという後世にも語り伝えられるほどのリーランドの名を有名にさせた出来事だったのである。²⁸⁾

この忘れ難い出来事の後、リーランドは説教と伝道旅行を晩年に至るまで続けている。1837年10月5日にリーランドの妻サリーは彼に深い悲しみを残して天に先立っている。²⁹⁾そして、その4年後87歳の時、リーランドは地上最後の説教をし、その6日後の1841年1月14日、地上での使命を終えて眠りにつき、天に帰っていった。³⁰⁾

6 リーランドの自伝分析

リーランド自身が書き残した“Events in the Life of John Leland”を読む限りでは、巡回伝道を積極的に行った牧師として、その役割を果たしてゆく過程で生じた伝道上の出来事が中心に語られており、リーランドが信教の自由のためにいかに苦闘して働いたかということに関しては殆ど述べられていないことが分かる。しかし、リーランドが著述した文献を編集した Miss L.F. Greene が、「ジョン・リーランドの生涯に関する追加素描」の中で、リーランドが自分の墓碑には“67年間にわたり信仰的敬虔を推進し、全ての人の市民的、宗教的権利を擁護した男がここに眠る”という内容にして欲しいと語ったという遺言的言葉が述べられている。³¹⁾

そのことを考えると信教の自由への具体的な貢献は、その目的達成のために議会の場で立法化のために信念と勇気をもって闘ったトマス・ジェファソンやジェームス・マディソンら政治家たちと、バプテスト教会連合総会で声を合わせ、努力を重ねたバプテスト派の牧師たちや信徒の群によってなされたという既成認識があったことは事実である。彼の自己アイデンティティは巡回伝道説教者であり、そのように自分自身を自覚していたものの、リーランドは自分なりの仕方で信教の自由の具体的達成のために闘ったという自負心があって、そのような遺言的言葉となって表われたとも想定されるのであ

る。或いはリーランドの心には機会があれば、自分が信教の自由の理想的実現のために如何に闘ったかを書き残したいという考えがあったのかもしれない。しかし、そのような試みがなされなかつたのであるから、次の項で取り上げる「バプテスト派の信教の自由への闘い」に関しては、主としてヴァジニアとマサチュセッツのバプテスト教会連合がどのように協力し合って闘つたのか、その具体的な出来事にリーランドがいかに関わり共に闘つたのかという視点において、問題を検討し、考察したいと思う。

II. バプテスト派の信教の自由への闘い

1 ヴァジニア植民地とイギリス国教会

ロンドン会社(後にヴァジニア会社と改名)がジェームスI世より許可状が与えられ、南部のヴァジニア地方に植民事業が進められることになったのは1606年のことである。この地方には広大な原野と豊かな土壌が存在し、将来の発展が予想されていた。1607年にロンドン会社は約120名の移住者を募り、ポトマック河を少し遡った地域に集落を建設し、そこをジェームスタウンと名づけて移住希望者を送りこんだのである。その中の一人に国教会牧師ロバート・ハント(Robert Hant)がおり、翌年死去する迄の間、日曜毎に礼拝を指導し、移住者の心の支えとなつて植民地創設期に国教会の基盤を固めた。¹⁾

1609年には更に600人の移住者が加わり、疫病やインディアン襲撃と闘いながらジェームスタウンは発展し、1612年には町議会も組織され、最初の議会で多くの法律や条例が定められたが、その中にイギリス国教会が行政府の保護と特権を享受できる法定教会制度を定めた法律が可決されている。法律の中に宗教の実践に関する法があり、そこには次のような条文がある。

三位一体に反対し、キリスト教信仰のよく知られている戒めに背いたり、神の聖なる言葉をあざけり、嘲笑する言動の者は死刑とする。また牧師への尊敬が足りない者、日曜に二回の礼拝を怠る者、安息日を破つて公私を問はず様々のゲームに夢中になる者、宗教的指示を拒否する者は、日給停止、鞭打ち、舌穴通し、6ヶ月の投獄などの罰を科する。²⁾

この苛酷な法律は1612年から1624年迄の12年間施行されたが、*The Lively Experiment* の著者、S. E. ミードはこの法により違反した多くの者が死に追いやられたと述べている。³⁾

このような厳しい法律によってヴァジニアでは法定教会としての国教会が確立されてゆくのであるが、ヴァジニア議会は市民に対して教会を支える納税を義務づけ、他教派に属する牧師には結婚、葬式の司式は許さず、説教にも制限を付し、他教派の信徒には官公職に就く法的権利を与えず、市民的権利に差別を加え、国教会への非服従者に対しては罰金、鞭打ちなどの体罰、投獄などの迫害が加えられたのである。⁴⁾

半世紀が過ぎてイギリスでは1688年に無血・名誉革命が起こり、ジェームスII世がフランスに亡命し、オランダ公ウィリアムが国王に迎えられ、1689年に『権利の章典』が議会を通過し、非服従者への迫害はイギリスでは終わりを告げた。しかし、ヴァジニアにおいては国教会牧師にのみ許された結婚や葬式などの特権は依然として変わることはなかったのである。⁵⁾

2 バプテスト派勢力の増大と宗教迫害

バプテスト教会がヴァジニアに形成されたのは1714年以降である。そして上記したような法的制限により、バプテスト派も国教会への非服従者とみなされて迫害され続けたために、教会数の増加は遅々として見られなかった。

宗教の一宗派が議会などに影響力を発揮し始めるのは、宗派人口が顕著に増大した時である。バプテスト派の人口が増加したのは、1750年代に現われた第一次信仰大復興以降のことである。ヴァジニアではバプテスト派の説教者、シューバル・スターンズ (Shoubal Starns)、ダニエル・マーシャル (Daniel Marshal) 義兄弟が指導して信仰復興が起こり、1755年にサムエル・ハリス (Samuel Harris) が加わった。その結果、ヴァジニアにバプテスト人口が驚異的に増加するのである。⁶⁾

バプテスト信者が増加するにつれて、その存在は法定教会にとって脅威となる。その結果1768年から1778年迄の10年間に、東部ヴァジニア地域ではバプテスト信者に対する迫害が公然と行われたのである。バプテスト教会での会合はギャングたちによって妨害され、出席者はおどされた。40人のバプテ

スト派の牧師・信徒が獄につながれ、信仰ゆえに迫害された記録が残っている。⁷⁾

3 バプテスト派の信教自由を求める闘い

ヴァジニア議会にバプテストたちが信教の自由を求めて初めて嘆願書を送ったのは1760年であり、その中で説教者への説教制限がいかに牧師たちを悩ましているかを訴えている。1772年には「良心の自由」を議会に強く求め、単なる宗教的寛容ではなく、宗教と教会の事柄に関する完全な自由の必要を訴えた。1774年のバプテスト派教会総会においては宗教迫害者の寛容を求め、投獄されている者たちの釈放を要求し、断食の日を定める決議がなされている。更に同年、ヴァジニア議会に嘆願書を送り、その中で法定教会の廃止と宗教各派が礼拝と教理を平安のうちに学べることを求めている。⁸⁾

このような嘆願書が1774年に書かれた背景にはバプテスト人口の急増があるなどれない政治的影響力を持ち始めたことを意味する。それと同時に1773年12月16日に「ボストン茶会事件（モホーク族に変装した一隊がイギリスからの茶船を襲い、茶を海中に投棄した事件）が生じた時に、イギリス政府は抑圧法と呼ばれるボストン港を閉鎖する「ボストン港法」を制定する対抗措置を1774年3月31日に取り、それに反発する植民地連合が結成されてアメリカ独立革命の機運が高まった。9月5日フィラデルフィアに植民地代表者56名を集めて開催された第1回大陸会議で抑圧法を非難する決議をする⁹⁾という植民地人の反イギリス感情の高揚があって、ヴァジニアの国教会牧師たちが動搖し息をひそめた状況の中で、バプテストたちが声を大きくしていった背景がある。

1775年3月25日、パトリック・ヘンリーがヴァジニア議会で「われらに自由を、さもなくば死を！」という名演説をなして植民地人の志氣を鼓舞した後の4月19日、レキシントンとコンコードにおいて、兵器庫押収に向かう英軍兵士とアメリカ民兵とが衝突し、遂に独立戦争が始まり、5月12日に第2回大陸会議がフィラデルフィアで再会された時、バプテスト教会連合は大陸会議に向けて、「行政長官の権限が信仰箇条や礼拝形式を法律という強制力で押さえつけるほどに拡大させるべきではないと確信する」¹⁰⁾という内容を骨子とする建言書の提出を承認した。

4 「ヴァジニア権利宣言」の成立とバプテスト派の運動

独立戦争の進行中にイギリス国教会牧師たちが戦争に反対したことから市民の反発を買う事態が生じ、その際にバプテストたちは従軍牧師として国教会以外の牧師も参加して説教する自由が与えられるべきであると熱心に訴え、ヴァジニア議会は非国教会牧師も従軍牧師として採用することを決議した。その結果、国教会勢力は更に弱体化してしまうのである。¹¹⁾

その機に乗じてバプテスト派の牧師・信徒たちは長老派とメソジスト派にも働きかけて、反法定教会の市民運動を更に進めている。その運動により意を強められたジョージ・メーソンとジェームス・マディソンが協力して「ヴァジニア権利宣言第16条」を議会に提出し、邦憲法の中に定められたのが1776年6月11日である。「権利の宣言」の中に良心の自由に関しては次のように明記された。

宗教あるいは我々が創造主に負う義務及びそれを科す方法は、武力や暴力によってではなく、理性と信念によるものである。それゆえ、全ての人々は良心の命じるところに従って自由に宗教の礼拝を行う平等な権利が与えられる。¹²⁾

この権利宣言の結果、ヴァジニアにおいて非服従者に対する宗教上の刑罰が実質的に終わりを告げたのである。

1776年7月4日、トマス・ジェファソンによって起草された「アメリカ独立宣言」が若干の修正の後に、代議員たちの署名の上で公表され、イギリスとの同君連合関係が解消し、君主制から共和制への転換が宣言され、革命遂行の独立戦争に迫車をかけた。

5 法定教会の廃止を求めて

このような激動期にバプテスト信者たちは政教分離の徹底を願うゆえに、この権利宣言だけでは満足せず、自分たちの牧師たちがいるにもかかわらず、国教会牧師に頼んで結婚、葬儀その他の宗教祭儀を行うことの非合理性を訴え、長老派をも抱きこんで、権利の宣言の文字通りの実施を求めて請願運動

を展開したのである。¹³⁾

ヴァジニア議会議員の元へ山のように請願書が送られ、良心と自由を抑圧している全ての枷^{かせ}の撤廃要求がその内容であった。枷とは自分たちの教会以外の国教会を維持するための納税義務と特定の教派に優位性を与えることを規定した法律である。その運動が効を奏で1776年12月のヴァジニア会議で激しい議論の末、法定教会(国教会)の会員以外に課せられていた教会維持のための納税廃止が決議され、非服従派の集会に対する制限(国教会の礼拝への出席を強要する法律)と伝道者が説教のために出かける地方旅行の禁止規定なども廃止されたのである。¹⁴⁾

これらの法規定廃止の決議は法定教会の廃止を意味しなかつたので、バプテスト派、長老派、そしてクエーカー派などが議会に何度も法定教会の廃止を申し入れる運動が続き、遂に議会は1779年に法定教会廃止法案を通過させた。¹⁵⁾

ここにヴァジニアでは他の邦には見られない信教の自由を求める運動の高まりがバプテスト派を中心として展開され、法定教会の廃止にまでこぎつけた歴史的事実が存在したのである。その背後にはパトリック・ヘンリー、ジョージ・ワシントン、ベンジャミン・フランクリン、トマス・ジェファソン、ジェームス・マディソン、ジョージ・メーソンなどの優れた進歩的政治家が存在して、人間の基本的人権に関するイギリスやフランスの思想家たち(ジョン・ロック、C.L. モンテスキュー、ジャン・ジャック・ルソー、F.M. ヴォルテール)の影響を受けつつ、共和制独立国家としてのアメリカに理想を実現しようとする努力と熱意があって、邦議会での法律闘争があったから可能となったのである。

III. ジョン・リーランドと信教の自由

A. ヴァジニアにおける働き

ニューイングランド植民地に生じた18世紀中葉の第1次信仰大復興により、ピューリタン会衆派はリヴァイヴァル運動の是非をめぐって賛成派(New Lights)と反対派(Old Lights)に分裂してしまうのであるが、ペンシルバニア

アでも分裂が生じた。そして賛成派の多くは西南部へ移住し、ヴァージニアや南カロライナにその数を増してゆき、次第にバプテスト派の信仰に転向して分離バプテスト (Separate Baptists) と呼ばれるようになる。

ジョン・リーランドが信仰復興推進派であったゆえに、分離バプテストとの関係が深かったのであるが、リーランドがヴァージニアの伝統的なバプテストの群であるカルヴァン主義バプテスト教会の牧師として正式な按手礼を受けたことが、両派合同への大きな影響力となり、1787年に the United Baptist Churches が結成されたことは第 I 項で既述した通りである。この頃からリーランドは信教の自由を求める闘争に積極的にかかわり始めるのである。

1 法定教会の廃止を求めて

1786年はトマス・ジェファソンが執筆して、フランス大使としてアメリカ不在の間に、ジェームス・マディソンがこの「ヴァージニア信教自由確立法案」を高く評価し、ねばり強くその必要性を説き、ヴァージニア議会を通過させた記念すべき年である。この年にリーランドはヴァージニア立法府に派遣される代表に選ばれ、ルーベン・フォードと共に議会に参加している。彼らは1784年に議会で通過した「〔既存宗教〕法人法」の廃止を訴える嘆願書を携えて行ったのである。その法律は1779年に法的に廃止された法定教会がそれまで所有していた教区所有地を継続して資産として認めることを定めたもので、バプテスト教会連合はその土地は一般市民のために押収し、売却すべきであると考えたのである。リーランドは充分に説得し切れず、1788年にバプテスト連合委員会は再びリーランドと他二人を選んで立法府に派遣したが、すぐには受け入れられず、リーランドがヴァージニアを去った数年後の1799年になって、やっとその法律が廃止されている。¹⁾

2 連邦憲法の批准をめぐって

1787年5月29日から9月17日にかけて行われたフィラデルフィア会議において連邦憲法が制定され、各邦の議会で批准されるのを待つことになった。この新憲法の骨子は①連邦に委託された権限を立法、行政、司法の三権に分立し、三権の抑制均衡制にすること、②立法府議会は各州平等主義に基づく

上院と人口比例制による下院の二院制にすること、③行政府に大統領制を導入すること、④連邦政府と邦政府の管轄権執行の善し悪しを判断する最高の権限が連邦最高裁判所にあることの4点であり、個人の自由と平等、人間の尊厳を重んじる民主主義概念が憲法に確立されたのである。²⁾

1788年3月7日、ヴァージニアのバプテスト派教会連合会議が開かれて、圧倒的多数で賛成したのは、「宗教の自由を充分に保障する条文が含まれていない」ということであった。³⁾

独立宣言の起草者トマス・ジェファソンは駐仏大使として国外にいたため、憲法制定会議には出席できなかったが、連邦憲法の中に、信教の自由、言論と出版の自由、集会の自由などを国民に保証する内容を明記する必要があること、そしてその追加を条件に憲法支持の気持ちをジェームス・マディソンに書き送っていた。⁴⁾パトリック・ヘンリー、ジョージ・メイソン、リチャード・ヘンリー・リーも同じ見解であったが、ジェームス・マディソンはまず憲法の批准が先決で、次に権利の章典を考えるという姿勢であったとストークスは論じている。⁵⁾

ヴァージニア議会が連邦憲法を批准することは他の12邦にも影響を及ぼすことであるからマディソンはどうしても早い批准がヴァージニア議会で必要と考えていた。連邦憲法を批准するための特別議会を開くことになったが、マディソンは連邦憲法の執筆にかかわった者として、自分は控えるという考えをもっていたのである。しかし、ジョージ・ワシントンやランドルフ邦知事、そしてマディソンの父親とジェームス・ゴードンが批准議会への代表として立候補することを強く奨めたのである。マディソンの父とゴードンからの手紙が残っているが、その中で彼らはバプテスト派の殆どが批准に反対していること、⁶⁾オレンジ郡の人々は賛否両論に二分しており、郡で知名度の高いリーランド牧師が批准反対者として立候補する可能性が高く、彼が当選して議会での批准が成らなければ、アメリカ全体に憂うべき結果をもたらすことになると告げている。⁷⁾

3 リーランドとマディソン

その手紙を受けてマディソンは憲法批准会議への代表者を選ぶ投票が始ま

る前にヴァージニアに帰り、立候補する決意を固めた。そんな時にヴァージニアのフレデリックバーグに住むジョセフ・スペンサーからの手紙が寄せられた。スペンサーはオレンジ郡における選挙準備の進行状況を詳しく述べ、連邦憲法において信教の自由が完全に保証されていないとバプテスト信者たちは説得されているから、マディソンが故郷に帰る途中にオレンジ郡の最も人々の心を擱んでいるリーランド牧師を訪ねて、彼と話し合って欲しいと懇願しているのである。⁸⁾

その手紙の中には、オレンジ郡からの批准反対候補者として立ち上がったトマス・バーボアの要求に応じて、ジョン・リーランドが書いた憲法批准反対理由のリストが同封されていた。このリストの中でリーランドは、①新憲法には権利の章典が存在しないこと。これでは圧政者を生み出す根が断ち切れていないこと。②この憲法には言論と出版の自由が保証されていないこと。③何よりも明白なことは信教の自由が保証されていないこと等、10項目が述べられていたのである。⁹⁾

これは明白に連邦憲法に対してリーランドが確固とした批判力をもっていたことを示している。批准反対意見を表明する代表者としてオレンジ郡から選挙戦に出馬したリーランドは、バプテスト信者層の圧倒的な支持を受けて当選することが予想されていた。しかし、3月24日に行われた選挙ではリーランドの名前は立候補者名簿から消えていて、その代わりにマディソンの名前が載っていたのである。そして、マディソンと批准推進派のジェームス・ゴードンが多数の票を得て当選するという驚くべき結果に終わった。選挙の結果はマディソン202票、ゴードン187票、批准反対候補者バーボア56票、ポーター34票であった。¹⁰⁾

ここに何故リーランドが選挙前に突然立候補者から降りてしまったのかという疑問が生じる。その謎を解く鍵となるのは、選挙前にマディソンがリーランドを訪ねて会談し、①他邦に影響力があるヴァージニア議会での連邦憲法の批准が非常に重要であること、そして②多数の邦による批准を得て連邦議会で新憲法が成立した暁には必ず基本的人権を擁護する憲法条文を追加して憲法修正を行うという二点をマディソンがリーランドと約束した結果、リーランドが立候補を取り止めたという憶測である。

この二者会談が実際に行われたという事実を立証すると思われるには、マディソンの死に際して、1836年7月にヴァージニアのカルペッパー郡で行われた追悼集会で、ジョン・S・バーバーが故人を偲んで業績を贊えた言葉の中で、マディソンとバプテスト信者たちとの強い連携があったことを語り、1788年、マディソンが二人のバプテスト派の牧師の心を変えた結果であると述べているからである。¹¹⁾ 二人の中の一人はジョン・リーランドであり、「彼〔リーランド〕の心は理性の光に照らし出されて〔マディソンの説得力により〕柔軟になります。……この心境変化は選挙に決定的なものとなった」¹²⁾と語られている。

二者会談の憶測を裏づけるもう一つの資料は、ジョージ・N・ブリッグス知事が書いたリーランド回想記であり、その中でこの話をリーランドから直接聞いたものとして次のように述べているので紹介しよう。

フィラデルフィアから故郷への帰途、マディソン氏は彼〔リーランド〕を訪ねるために遠回りをした。お決まりの挨拶の後、マディソン氏は突然の訪問で驚かせたことを詫びた時、そのようなお詫びは必要でないと語りつつ、リーランド氏は「あなたがここに来られた理由は私と憲法について語るためであることが分かります。私はあなたとお目にかかるてこの問題についてのあなたの見解を学べる機会を持って嬉しいです。」と述べたという。¹³⁾

その後に二人は選挙民の前で憲法について見解を述べ合う集会をもち、マディソンは二時間に亘って政治家らしい態度で市民に語り、集会が終わった後にリーランドはブリッグス知事を呼んで、マディソンを支持する意志を表明したという。その結果マディソンは困難なく選挙に勝つことができたとブリッグスは語っている。¹⁴⁾

A.P. Stokesは二者会談のことにはふれずに、選挙民を対象とする集会があつたことだけを述べ、この集会の後にリーランドは立候補から退く代わりに、マディソンが当選し、連邦議会で憲法の批准が成ったならば、「信教の自由や他の人権の保障を含む憲法修正のために働くという約束を取りつけた」¹⁵⁾と述べている。この約束取り付けは二者会談の時か、或いはその後の集

会の後であったかは推定の域を出ないが、マディソンが連邦議会で憲法批准が成った後に、ワシントン大統領に憲法修正のための提案をし、それを実現したことが事実であったことを知る時、マディソンは約束に忠実であったことが分かる。

4 マディソンの闘い

しかし、憲法修正に至る迄のマディソンの苦労も大きなものであった。オレンジ郡での選挙に勝利したものの、各郡から代表者が選ばれて始められたヴァージニア邦憲法批准議会での批准は、87票対79票という8票差で成立したのである。これはマディソンが苦戦を強いられたことを意味し、その理由は批准反対派の雄弁な政治家パトリック・ヘンリーが存在したからである。マディソンにとっての次の戦いは連邦議会議員に選ばれることであった。この選挙においてもマディソンが勝利できたのはバプテスト派の支持があったからだと言われている。¹⁶⁾

それゆえに、マディソンはバプテスト派の強力な支持と彼らの信教の自由に対する過去のねばり強い闘いとマディソンに対する期待とを充分に理解していたことが分るのであり、その期待に応える決意を示す手紙が友人のジョージ・イープ (George Eve) に送られている。

私は連邦憲法は修正すべきであるとまじめに考えています。それゆえに連邦議会の第1回会議の折り、全ての基本的人権、特に良心の全き自由に関する権利、言論と出版の自由、陪審員制による裁判、一般的令状に対する安全の保障など最も納得のいく条文を提出して全ての邦で批准されるよう推進しようと考えています。¹⁷⁾

この手紙に書かれている通りに、連邦議員として選出された3ヶ月後にマディソンは連邦憲法の修正案を議会に提出した結果、修正委員会が組織された。委員会による修正案は議論された後に1791年に承認され、アメリカ国民の諸権利を守る「権利の章典」となったのである。

このような憲法修正の経緯を考えるとき、その背景にはリーランドを中心

としたバプテスト派の強力な働きかけがあり、マディソンを動かしたと言つても過言ではないと筆者は考える。また次のことも言及しておかねばならない。それはジョージ・ワシントンが初代大統領に選ばれた時、ヴァージニアバプテスト総会は慶賀文章の執筆をリーランドに依頼したのである。その中でリーランドは大統領就任を心から祝うことを述べた後に、アメリカ連邦憲法がヴァージニア邦に紹介された時、ヴァージニアの人々は良心と信教の自由、言論と出版の自由、生命と財産の安全などが充分に保証されていないことを思い、不安を感じつつ憲法批准の際に苦惱したこと 등을述べ、ジョージ・ワシントンの行政府が信教の自由を侵害するような圧政的な事柄が起きないように防いで欲しいと訴えたのである。¹⁸⁾

その手紙に対して、ワシントンは「精神的な事柄への圧制の恐怖、或いは信教上の迫害に対して、それらを効果的に防ぐ方法を確立することに対して、自分以上に熱心な人間はないと思う」¹⁹⁾という返書をリーランドに送っている。リーランドからの手紙はワシントンの心に憲法修正を前向きに考えるのである。リーランドからもたらした想定できない効果をもたらしたと想定できないでもない。上記のようなジョン・リーランドの信教の自由への闘いの足跡をたどってゆくとき、彼のヴァージニアにおける信教の自由の実現に向けての貢献は高く評価される内容を含んでいるのである。残念ながらリーランドとバプテスト派信者たちの闘いは歴史書には積極的に書かれていないので、筆者はその欠落した部分を補いたい気持ちでこの論文を書き進めてきたことは事実である。

ヴァージニアにおけるリーランドの闘いは実り豊かに終わり、次の闘いの舞台はコネクティカットとマサチューセッツへと移ってゆく。

B. コネクティカットでの働き

リーランドはヴァージニアでの宣教の実りを豊かなものとし、それと共にバプテスト信者の増加は政治的発言力を強め、その結果、法定教会の廃止と信教の自由を勝ち取る闘いの一翼を担い、それが実現した時、ヴァージニアにおける自分の使命が終わったことを実感したのであろうか、彼は自分の生まれ故郷ニューイングランドでの信教の自由が未だ充分に保障されていないことを知っていたので、新たな努力目標を設定して、北東部に向けて再び腰を上げていたのである。

げたのである。

家族と共にヴァージニアを離れたのは1791年3月末であった。リーランドは妻と8人の子供たちを連れてフレデリックバークまで陸路の旅をし、そこから船でニューイングランドをめざして2週間後にコネクティカットのニューロンドンに到着すると、温かく人々に迎えられ2ヶ月間滞在して説教することを要請された。²⁰⁾

リーランドは宣教しながらニューロンドンにおける滞在期間に信教の自由を訴えるトラクトを1791年に印刷・出版している。その題は「侵すことが出来ない良心の諸権利。信教上の自由は法律や野心に富む宗教家、法衣をまとう高官の管轄権力内には無い」というものである。その中でリーランドは依然として法定教会の特権を受けている会衆主義教会を批判して、リーランドの確信の深みをヴァージニアでの体験を踏まえて鮮かに示している。リーランドは君主制は王となる王子誕生に基づきづけられており、貴族制度は領地・財産力を基盤として持ち、州の公職・資格は宗教的条件にかなうことに基盤づけられている。政治形体として共和制を採択したアメリカ合衆国において、法的に制限された宗派に属する者のみを州の官公職につかせることは、全ての非服従者の市民的、宗教的自由と平等性を奪うことであり、これこそコネクティカットの政府が行っている誤りそのものである。邦政府はキリスト教徒のみを許容する法律を定め、異教徒を追放している。しかしアメリカ民主主義は自由という協定に基づいているのであるから、政府は市民一人一人が法的に信教の自由を享受できる民主的完全性をめざさなければならないと強調している。²¹⁾

リーランドは更に政府の活動限度について語り、第一に悪を罰する法律は正しい人々のために作られたのではなく、悪を行う者のために作られたのであるから、正しい人を宗教ゆえに罰してはならないこと。第二に正しい人は安息を保持するために自由と自己の土地を所有することが許されなければならないこと(従って宗教ゆえに人を土地から追放してはならない)。第三に権力は本来市民に授けられているものであるゆえに、権力者は市民に依存しているものであること。第四に神の律法は統治者に優先するものであるから、統治者が律法に優先する者となつてはならないこと。第五に政府は自由の協定に

基づく活動をすべきであることを述べた後に、第六と第八に憲法の存在価値は市民の権利を守ることにあることを記述している。²²⁾

リーランドの宗教と国家の関係について、力強く簡潔に表現された以下の文章は、コネクティカット市民に理解して欲しいと願った彼の願望が込められている。

政府は数学の原理と関わりがない以上に、人間の宗教的見解に対して関わりをもつべきではない。いかなる人も恐れることなく自由に語り、自分の信じるところに従って、一神、三神、多神、無神であろうとも、信仰し礼拝できるという原則を維持すべきである。そして政府は各人がそうすることができるよう、即ち信仰上の見解ゆえに不当に虐待されたり、財産を失つたりすることから守られるように監督すべきである。〔宗教的見解ゆえに〕法律の保護外に置いたり、罰金を科したり、財産を没収したり、死に処する事なく、自由人として自分の信じるところを堂々と述べ、大胆に所信を主張でくるように励ますべきである。……自分の宗教組織を守るために剣を用いたり、法に訴えたりすること、また他人に自分たちの宗教を強制することは、誤りである。そのような行為は自らの宗教体系の中に光明をもたらさず、真理の基盤に立っていないものを自らに保有していることを明らかにするものである。²³⁾

これらのリーランドの主張は、二ヶ月という期間においてなされたものであるゆえに、すぐに政教分離という結実をもたらさなかつたが、コネクティカットのバプテスト派信者を中心とする信教の全き自由を求める人々の心に、後に効果をもたらす種として播かれたことは事実である。

A.P. Stokes はリーランドがマサチューセッツに移住後、1794年にコネクティカットに来て、邦議事堂の正面階段で怒りを抱くバプテスト群衆に向けて良心の自由と完全な政教分離のために行動を起こすように訴える演説をしたこと、また1806年にはコネクティカット住民に信教の自由を勝ち取るために法定教会として認められている会衆主義教会の特権享受を廃止するための邦憲法改定会議を聞くことを奨め、同時に法定教会の存続を認めようとする

共和党の支持放棄を忠告したと述べている。²⁴⁾

C. マサチューセッツでの働き

リーランドのニューイングランドでの働きは主としてマサチューセッツの領域でなされている。リーランドの家族は1791年7月初旬にニューロンドンを出発してマサチューセッツのコンウェイに一時的な居を構えた。なぜならそこには父親や旧知の友人らが住んでいたからである。約8ヶ月してからリーランド家族は1792年2月末に発ってチェシャイア（Cheshire）に定住した。²⁵⁾

マサチューセッツでは会衆主義教会が依然として法定教会としての特権を享受しており、信仰的非服従者に対する不当な迫害は続けられていたのである。そのような状況下でチェシャイアのバプテスト信者たちは彼らを圧迫し続ける状況変革のために活発な反対運動をリーランドの移住を機に、彼を指導者として展開し始めるのである。

1 マサチューセッツ邦憲法の改正をめざして

邦憲法の中に権利の宣言文が1780年に採択された時、第2条と第3条は明らかに矛盾する内容であることを指摘して、バプテスト派はねばり強く反対し、改正を求めたが、どうにもならなかった経緯がある。第2条には次のように述べられている。

至高の存在を公けに、また定まった季節に礼拝することは、社会の全ての人々の義務であると同時に権利である。……そしていかなる人も神を礼拝する際に、自分自身の良心が命じ、賛同する方法で時季折々に行うのであるが、その時に個人の自由或いは財産が傷つけられたり、悩まされたり、制限されなければならない。²⁶⁾

しかし第3条の文章には完全な信教の自由を軽視していると思われる以下のような表現がなされているのである。

神への公的礼拝は人々の幸福と市民政府の良き秩序とその保持のために必

要である。……行政府は各町、教区、警察管区、また他の政治的団体或いは宗教的団体に対して、彼ら自身の支払いにより、……公的なプロテスタント教師を支えるために適切な用意をするように要求できるものとする。²⁷⁾

「公的プロテスタント教師」とは明らかに会衆主義教会の牧師を意味した。これは明らかに良心に反する強制内容を含んでいたので、第2条の主旨に反する内容を改定する必要を非服従者たちは考えたのである。それゆえにリーランドはマサチュセッツの「権利の宣言」を1794年に批判して、「マサチュセッツの宗教的子午線を憶測した北国のスパイ」²⁸⁾という特異な題で小冊子を出版した。その内容は主として上記した「権利の宣言」第3条に関するものであった。第1の批判点は、宣言文の要求する「公的プロテスタント教師」の生活維持の問題である。「プロテスタント教師だけでなく、いかなるクリスチヤン教師も維持されるべきとあれば、邦憲法〔の前提〕は破られてしまうであろう。だがプロテスタントのみとするならばカトリック教徒は何と言うであろうか？」²⁹⁾と問い合わせ、更にリーランドはクリスチヤンのみが邦内で特権をもつことへの疑問と問題性を指摘する。

政府はあらゆる種類の人々を、どんな種類の宗教でも、不公平さを示すことなく、守護すべきではないのか？世界は無思慮で残酷な仕打ちを異教徒、トルコ人に、またクリスチヤン以上にユダヤ人に対して行った充分な証拠をもっている。……なぜユダヤ人、トルコ人、異教徒、或いは他教派のクリスチヤンというだけで追放され、あなどられなければならないのか。彼らは才能と正直さにおいて、立派な市民であり、公的にも確証されるべきであるのに……。³⁰⁾

リーランドは全ての人の自由のために立ち上がり、その課題とまじめに取り組んだのであるが、1795年の憲法改正を求める運動で市民の3分の2以上の賛意を得ることができなかつた。³¹⁾しかしリーランドのねばり強い邦憲法改正運動は続けられてゆき、1800年にマサチュセッツ議会が会衆主義教会牧師を〔納税において〕維持しない町には罰金を科すという法令を定めた時、リ

ーランドはそれに反対して、1801年4月9日の説教で「根元への一撃」（“A Blow at the Root”）と題して語り、その中で全能の神は道徳、敬虔、信仰において能力ある資質をもつ牧師を教派を問わず全ての町に送り出しているのであるとして、特定教派の牧師に限定する法律に反対した。³²⁾

1802年にアメリカ独立を祝うチェシャイアでの記念集会でも、リーランドは完全な信教の自由を求めて演説している。³³⁾ 反対運動の盛り上がりの中で、邦憲法条文の維持に必死な保守陣営の中にも次第に譲歩しようとする兆しが見え始めた。その機に乗じてチェシャイア町は法定教会以外のクリスチャンで市民の権利を守るために活躍している著名かつ雄弁な市民を選び、邦の立法府に送る決議をし、リーランドが選ばれて2年間、邦議会にあって嘆願者の支持を受けつつ力強い演説を行っている。³⁴⁾

リーランドと仲間たちの努力により、「信教の自由条令」が1811年に邦議会で成立し、法定教会以外の教派信徒に科せられていた会衆主義教会の牧師の生活を維持するための納税制度が廃止されたのである。³⁵⁾ しかし法定教会としての会衆主義教会に与えられてきた数々の特権享受の事実は変わらなかつたので、非服従者たちは法定教会制の法律廃止を求めて更なる運動を展開した。その結果、1820年に邦憲法の第2条と第3条の間に存在する矛盾の改正をめざすことになったのであるが、邦議会は多数の保守陣営の壁にさえぎられて、行政府と会衆主義教会の強いきずなを断ち切ることはできなかつた。³⁶⁾

しかし、その11年後、リーランドが77歳の時に、法定教会制度が遂に廃止される決議が邦議会でなされたのである。マサチューセッツのダルトンでなされた演説の中で、リーランドは次のように語っている。

自由を重んじる政府の基本原則にこだわり続けて、われわれ多くの者の声がついに全体の声となりました。市民政府の目的は特定の宗教的意見を考慮することにあるという主張を退けましょう。〔政府が平等に〕宗教的意見を考慮することを、あなたがた自身のために信じ、行動し、あなたがた隣人のために同じことを保障しましょう。³⁷⁾

以上のようなリーランドの信教の自由実現をめざすねばり強い働きを考察

してきたのであるが、日本では現在に至るまでリーランドのこの分野における貢献については、殆ど評価されてこなかった事が分かる。そういう意味でこの筆者が試みた研究は意義あるものと信じる。

IV. ジョン・リーランドの思想分析

この項ではリーランドの思想分析を三つの視点から試みたいと思う。第一は、ニューイングランドのバプテスト派指導者の一人で多くの著作をなしたアイザック・バックス (Isaac Backus) が主張した信教の自由の概念との比較であり、第二はリーランド自身が述べているようにトマス・ジェファソンからの影響が思想的に大きいとしても、リーランドの思想には彼独自の要素が認められるので、その要素が何に由来していたのかという問題であり、第三はリーランドがニューイングランドで育ち、伝道者として活動し始めてから1775年から1791年までをヴァージニアで過ごし、1791年から死ぬまでマサチューセッツで伝道したのであるが、それぞれ居住地域の要因が、彼の思想形成にどのような影響となって現われているかという問い合わせの検討である。

1 アイザック・バックスとの相違点

Isaac Backus (1724—1806) は1724年コネクティカットのノーヴィックに生まれ、会衆主義教会で信仰心が養われ、第1次信仰大覚醒の波が植民地を襲った時期の1741年6月に回心し、リバイバル賛成派の群に同行して1746年に教会から離れて後に、説教者への道に向かい、8年間伝道に従事し、次第にバプテスト派の信仰に近づき、1756年にバプテスト派に転向して、按手礼を受けてミドルバプテスト教会の牧師となり、それ以降の50年間を牧師、歴史家、信教の自由の提唱者として活躍した人物である。¹⁾

バックスは1769年にアメリカのバプテスト史の執筆をワーレン地方連合から依頼され、1777年、1784年、1796年と3冊の教派史を出版している。この著作はアメリカ最古の教派史である。ニューイングランドのバプテスト信者たちの信教の自由への闘いをその中で描いているのであるが、その内容を検討するとバックス自身がヨーロッパ大陸の啓蒙思想家たち、特にイギリスの

ジョン・ロックの著作から影響を受けたことは T.B. Maston の研究からも明らかである。²⁾ また彼はカルヴァン主義神学の影響をニューイングランド（ノーサンプトン）のリバイバリストであったジョナサン・エドワーズの著作からも影響を受けていたことも事実である。それゆえにマックローリン (William G. McLoughlin) はバッカスの信教の自由に関する思想的背景には正統的なカルヴァン主義があったと主張する。³⁾ 即ちカルヴァンは人間の堕落した性質と惡への傾きを強調するゆえに、国家による道徳的規制は必要であり、善いことであると考える。従ってバッカスが『ニューイングランドの歴史』の中で「敬虔な信仰と道徳〔に対する行政府の守護〕は市民社会の良き秩序を守るために必要であり、既に認められてきた」⁴⁾と語る時、カルヴァンの影響が明らかと考えられる。また教会出席を義務づけたり、ギャンブルや劇場での観劇、或いは安息日の無視に対しては法を定めて罰することを支持するバッカスは、神の元での聖なる民というピューリタンの理念を抱いていたのである。このバッカスの理解は、「行政府がプロテスタント信仰の真理を理解し、真実の宗教が繁栄できる風潮を創り出し、維持しなければならない」という当時のニューイングランドのバプテスト派の考えでもあったとマックローリンは述べている。⁵⁾ バッカスは更に政治と宗教は完全に分離すべきであるという考え方よりも、両者は「美しい調和」を保つべきであるという考え方を示している。⁶⁾

いかなる人も良心に反する信仰を強制されではならないという点ではバッカスもリーランドも共通理解を示しているが、リーランドはカルヴァンの神政政治的理念から生じる行政府の宗教に対する積極的関わりと、政治と宗教の美しい調和という考えには同調できなかった。リーランドが求めたものは完全な政教分離であった。彼は法定教会や行政府からの宗教的事柄への奨励なしに社会的秩序は保持できると考えていた。リーランドは行政府が安息日に関する法律を定めたり、断食や祈りそして特別感謝の日を設定することに反対した。その根拠はキリストや原始教会の使徒たちは行政長官が安息日を破った者を裁くように呼びかけていなかったのは事実であり、安息日を守らないことは法律で裁かれるべき罪ではないと考えたからである。⁷⁾

2 リーランドへのジェファソンの影響

政教分離に関するリーランドとバッカスの思想的相違点を明らかにしたが、両者が共に会衆主義的思想背景をもちながら、リーランドとバッカスが異なる見解をもった理由として、リーランドのヴァージニア時代（14年間）におけるトマス・ジェファソンの思想的影響を考える学者たちが多いのである。事実リーランドが書いた著作を読む人々はその印象が強められるのであり、彼はジェファソンを“Man of the People”と称賛する言葉を多く用いている。1801年の4月にジェファソンが第3代の大統領としての就任式が近づいてきた時、リーランドは喜びの声を大きくして次のように語っている。

人間の諸権利と良心の権利の擁護者であるアメリカの天才の努力が国家主席の座を現実のものとした。……私はヴァージニアに14年間住んだが、私に対するこの英雄の影響は大きく、深く感じられているのであり、彼は私に克己の力を与えてくれた。⁸⁾

上記の引用だけでもリーランドへのジェファソンの影響が大きかったことが察せられる。American Baptist QuarterlyにAndrew M. Manisが“Religions and a Baptist Perspective on Separation of Church and State”という論文を載せているが、その中で彼は「リーランドはジェファソンの概念から始まり、ある場合にはジェファソン自身の言葉を多く用いたが、政教分離の論議に関しては福音主義〔神学〕を採用する方向に進んでいる」⁹⁾と指摘するのであるが、その点に留意する必要があると思われる。

信仰は人間個人の良心に基づくというジェファソンの見解の背景には、イングランドのジョン・ロックやフランスのジャン・ジャック・ルソー、F.ヴォルテール等の思想的影響があったことは事実である。筆者は「トマス・ジェファソンによるヴァージニア信教自由確立法の研究」の中で、ジェファソンの信教の自由に関する理解を次のように表現した。

神の前に人間は自分の理性的判断と良心の促す決断により、自由に自分が善しとする教会（宗教）を選ぶ権利を神から授与されたのであり、それが自

然権であるという確信がジェファソンにあった。それは同時に他者の良心の自由に基づく信仰の自由をも尊重することを意味する。この良心の自由という神によって個人に与えられた聖域に生じる信仰は、神と個人との間の事柄であり、この信仰という良心に従う事柄には決して行政長官や国家が介してはならず、国家から特別に保護されたり、経済的支援を受けて強い権力をもつようになった法定教会から強制的に信仰が押しつけられてはならないという結論に至ったのである。従って、この原理から当然引き出されるのは国家と宗教の分離の原則であり、ある特定の宗派だけが特別に優遇されることを許した一切の法律を無くすこと、即ち法定教会の廃止に至る。これが信教の自由確立法〔を執筆したジェファソン〕の中心命題である。¹⁰⁾

ジェファソンによる「ヴァージニア信教自由確立法」(1786年)の前文は、「全能の神は人の心を自由なものとして造られた」という文章から始まるのであるが、それに続く文章の中で、「聖なる創造者は……われわれの宗教を広めるときに、心身に対する強制によって、それをなす方法を選ばれなかつた。……理性と自由な探求こそが、誤ちを犯さないようにするただ一つの効果的な力となるものである」¹¹⁾と述べられている。この法案がヴァージニア邦議会で承認された1786年以降に、リーランドによるマサチュセッツでの信教の自由を主張した文章の中に、ジェファソンの「信教自由確立法」の中に書かれた文章が現われてくると研究者たちは指摘するのである。しかしリーランドの見解はマサチュセッツではヴァージニアのように積極的に市民から支持はされなかった事は事実である。¹¹⁾

しかし、ロジャー・ウィリアムズがかつて過激的発言者と告発されて追放された1636年から150年以上の歳月が経過しており、また会衆主義信仰からバプテスト派に転向して、ニューイングランドで良心の自由を訴え続けたバッカスの働きがあって、リーランドの主張がマサチュセッツのバプテスト派の人々には受け入れられる素地が出来上がっていたと言えるのであり、その素地の上にリーランドは法定教会廃止という金字塔を築き上げる闘いにいどむことができたと筆者は考える。

マサチュセッツに移住後も信教の自由という思想的見解において、ジェフ

アソンの影響はリーランドにおいて大きいものがあったが、彼はジェファソンの理神論的キリスト教という理性主義を決して肯定していたわけではない。リーランドの生涯は敬虔主義と福音主義的信仰に貫かれていたから、処女降誕や三位一体論の否定というジェファソンの理性主義とは一線を画していたのである。そういう意味でリーランドの神学思想にはジェファソンとは異なる彼本来の要素が認められるのであり、その要素は伝道者として重んじてきた敬虔主義と福音主義信仰によって培われたのである。

3 地域性の問題

リーランドの生涯で明らかのように、彼はニューイングランドで生まれ、育ち、伝道者への道を進んだ。しかし彼がバプテスマを受けられた時、無理やりに洗礼を受けられたという回想記を残している。父親のジェームスも幼児洗礼反対という確信に至ったが、母親の強い反対ゆえに意に反して子供たちに洗礼を受けたと記述している。これはニューイングランドにおいては信仰を強制し、良心の自由を束縛し続ける法定教会としての会衆主義教会への根強い反感をリーランドの心に植えつけ、1775年から1791年までの年月をヴァージニア伝道に費した時、バプテスト派の信教の自由を求める積極的活動とその運動に呼応しつつ、バプテスト派の主張を法律闘争において実現していくトマス・ジェファソンやジェームス・マディソンら政治家たちの影響を受けて、はからずも有名な説教者として評価されていったゆえに、リーランドはその説得力が期待されて、ヴァージニア議会へのバプテスト派代表のスポーツマンとして選ばれ、信教の自由を訴えつつ、ヴァージニアにおける政教分離の実現に貢献することが可能となったのである。それゆえにリーランドの信教の自由に関する思想形成において、ヴァージニア滞在14年間という地域性の要因は決して無視することはできない。

ヴァージニアにおける体験があったからこそ、マサチューセッツに移住して伝道を開始した後も、ヴァージニア時代に自らのうちに形成された信教の自由に関する思想をマサチューセッツの人々に説教や印刷物を通して語り、説得し、バプテスト派信者たちの支持を受けて、政教分離の原則の徹底、即ち法定教会の廃止にまで至らせることこそ、リーランドに残された最後の使命であり、

課題として実現をめざしたのである。そういう意味でヴァージニアという地域において燃え上がったリーランドの信教の自由を求める精神の炎は、コネクティカットそしてマサチューセッツのバプテスト派の人々の内にも燃え上がり、政教分離の理想を実現させていったという意味で、神の摂理的働きは地域性を包含しつつ、丁度信仰覚醒運動の広がりのように、ニューイングランドの精神と理性に覚醒を促していったとも言えるのである。

リーランドは決して政治家ではなく、率先して政治活動に従事した人物ではない。彼は青春時代に罪深い過去を悔い改めて回心し、更に献身に導かれて牧師兼巡回伝道者となり、多くの人々を信仰に導く優れた説教者として有名になり、同時に信教の自由に対する使命感とが重って、ヴァージニア、コネクティカット、そしてマサチューセッツにおいて法定教会制度の廃止を実現させる神の摂理的働きの器の一人として用いられたのである。

そういう意味で、人はいつ、どの地域に、どのような環境の下で成長したのかという、時代と地域性の問題は、単なる個人的問題ではなく、人間相互の連鎖反応を生み出す歴史的ダイナミズムと関係性の中で、人間社会にも影響を与えてゆくという意味で、人間の個としての存在は歴史的存在としての意義と価値をもつのであることが教えられる。

註

序

- 1) Jack Manly, "Leland, John," *Encyclopedia of Southern Baptists*, vol. II (Nashville, Tennessee: Broadman Press, 1958), p. 783.

I. ジョン・リーランドの生涯

- 1) John Leland, "Events in the Life of John Leland," *The Writings of the Late John Leland, Including Some Events in His Life, Written by Himself, with Additional Sketches, etc.*, ed. by Miss L.F. Greene (New York: G.W. Wood, 1845), p. 2. (以下 Writings と略記する)
- 2) Sherman Leland, *The Leland Magazine or a Genealogical Record of Henry Leland and His Descendants* (Boston: Wier and White, 1850), pp. 34-36.
- 3) *Ibid.*

- 4) *Ibid.*, pp. 9-10.
- 5) J.T. Smith, "Life and Times of the Rev. John Leland," *Baptist Quarterly*, V (April, 1871), 231.
- 6) *Ibid.*
- 7) *Ibid.*
- 8) *Ibid.*, p. 232.
- 9) *Ibid.*, pp. 232-233; see also *Writings*, p. 16.
- 10) J.T. Smith, *op. cit.*, p. 233.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*, p. 234.
- 13) *Ibid.*
- 14) *Ibid.*
- 15) *Ibid.*, p. 235.
- 16) *Ibid.*, p. 236.
- 17) アメリカの信仰大復興に関しては、斎藤剛毅「アメリカ宗教の底流に在るもの（I）～第1次から第3次信仰大復興の研究と分析～」,『福岡女学院大学人文学研究所紀要「人文学研究』』(創刊第1輯, 1998年3月), 139—188頁において論じられている。
- 18) 斎藤剛毅編『資料：バプテストの信仰告白』(ヨルダン社, 1980年), 414—415頁; 「アメリカ宗教の底流に在るもの（I）», 149—150頁; see also Winthrop S. Hudson, *Religion in America* (New York: Charles Scribner's Sons, 1965), p. 75.
- 19) J.T. Smith., *op. cit.*, p. 237.
- 20) *Ibid.*
- 21) *Ibid.*, p. 238.
- 22) *Ibid.*, p. 240.
- 23) *Ibid.*
- 24) *Ibid.*, pp. 240-241.
- 25) *Ibid.*, p. 241.
- 26) *Ibid.*
- 27) *Ibid.*, p. 245.
- 28) William B. Sprague, *Annals of the American Pulpit* (New York: Robert Carter & Brothers, 1856-69). VI, 175-176.
- 29) J.T. Smith, *op. cit.*, p. 255.
- 30) Sprague, *op. cit.*, p. 176.
- 31) *Writings*, p.41.

II. バプテスト派の信仰の自由への闘い

- 1) 曽根暁彦『アメリカ教会史』(教文館, 1974年), 45頁。
- 2) "For the Colony in Virginia Britannia. Laws of Divine, Moral and Marital, etc." (printed in London for Walter Burre, 1612) by Peter Force, *Tracts and Other Papers* (Washington: Wm. L. Force, 1844), III, # ii, pp. 10-11 からの引用。
- 3) Sidney E. Mead, *The Lively Experiment; the Shaping of Christianity in America* (New York: Harpers & Row, 1963), p. 23.
- 4) A.P. Stokes, *Church and State in the United States*, vol. I. (New York: Harper and Brothers, 1950), p. 369.
誕生した子供に幼児洗礼を授けなかった者にはタバコ2,000ポンドの罰金が科せられたという記述があるのは, Fred Anderson, "What Price Liberty?," *Celebrating Religious Liberty in the Life of Virginia Baptists* (The Virginia Baptist General Board, 1990), p. 3.
- 5) Robert G. Torbet, *A History of the Baptists*, (revised ed., Valley Forge; the Judson Press, 1963), pp. 214-215.
- 6) 斎藤剛毅「アメリカ宗教の底流に在るもの（I）～第1次から第3次信仰大復興の研究と分析～」『前掲紀要』, 149—55頁の参照。
- 7) Fred Anderson, *op. cit.*
- 8) A.P. Stokes, *op. cit.* アメリカ独立戦争が始まった当時, 13邦のうち 9 邦が邦政府が法律をもって定めた法定教会を有していた。ニューイングランド植民地内のコネクティカット, マサチューセッツ, ニューハンプシャー地域では, ピューリタン神学を基盤とする会衆主義教会が法定教会であった。その他の邦, 即ちデルウェア, ジョージア, マリーランド, ニューヨーク, 南カロライナにおいてはイギリス国教会が強固な基盤を築いており, 南部のヴァージニア邦は植民地開設時から国教会が法定教会となっていた。ニュージャージー, 北カロライナ, ペンシルヴァニア 3 邦では一教派が法定教派となることはなく, ロードアイランドでは当初から信教の自由を認めていた。See Norman DeJong, "Separation of Church and State: Historical Reality or Judicial Myth?," *Fides et Historia* (January, 1986), pp. 25-26.
- 9) 亀井俊介, 平野孝編『綜合アメリカ年表』(南雲堂, 1971年), 41頁。
- 10) E.F. Humphrey, *Nationalism and Religion in America, 1774-87* (Boston: Chipman Law Publishing Company, 1924), p. 332.
- 11) 武則忠見『アメリカ革命の価値体系の研究』(亜紀書房, 1972年), 281頁。
- 12) Francis Newton Thorpe (ed.), *The Federal and State Constitution . . . Forming the United States of America*, vol. 7, Virginia (Buffalo, N.Y.: W.S. Hein, 1993), p. 381.

- 13) Robert Allen Rutland, *The Birth of Bill of Rights* (Chapel Hill: University of North Carolina, 1955), pp. 89-90.
- 14) E.F. Humphrey, *op. cit.*, p. 379. See also Perry G.E. Miller, "The Contribution of the Protestant Churches to Religious Liberty in Colonial America", *Church History*, IV (March, 1935), 64.
- 15) 武則忠見『前掲書』, 286頁。

III. ジョン・リーランドと信教の自由

- 1) William T. Thorn, *The Struggle for Religious Freedom in Virginia: The Baptists* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1900), p. 81.
- 2) 高木八尺編訳『原典アメリカ史』第2巻 (*A Documentary History of the American People*, vol III), 35—37頁。
- 3) Robert B. Semple, *A History of the Rise and Progress of the Baptists in Virginia* (Richmond: John O'Lynch, 1810), p. 77.
- 4) Roderick Nash and Gregory Graves, *From These Beginnings: A Biographical Approach to American History*, vol. I, 5th ed. (New York: Harper Collins College Publishers, 1995), p. 132.
- 5) A.P. Stokes, *Church and States in the United States*, vol. I, p. 354.
- 6) "Letter from James Madison Sr. to James Madison, January 30, 1788", *The Papers of James Madison*, (ed. by Robert A. Rutledge and Charles F. Hobson, University of Virginia, 1977).
- 7) "Letter from James Gordon, Jr. to James Madison, February 17, 1788", *Ibid.*
- 8) "Letter from Joseph Spencer to James Madison, February 28, 1788", *Ibid.*
- 9) *Ibid.*
- 10) Wesley M. Gewehr, *The Great Awakening in Virginia, 1740-1790* (Dushan, N.C.: Duke University Press, 1930), p. 189.
- 11) John S. Barbour, "Oration on the Life, Character, and Services of James Madison," *National Intelligencer*, August 2, 1836.
- 12) *Ibid.*
- 13) "Letter from the Honorable George N. Briggs", *Annals*, pp. 179-180.
- 14) *Ibid.*, p. 180.
- 15) A.P. Stokes, *op. cit.*, p. 354.
- 16) Irving N. Brant, *James Madison, Father of the Constitution, 1787-1800*, vol. III (New York: the Bobbs-Merrill Company, Inc., 1950).
- 17) "Letter from James Madison to George Eve, January 2, 1789", *The Papers of*

- James Madison*, vol X Additional.
- 18) Greece, "Farther Sketches," *Writings*, p. 52.
 - 19) George Washington, *The Writings of George Washington*, ed. Jarel Sparks (Boston: Little, Brown and Company, 1855), XII, p. 155.
 - 20) *Ibid.*, pp. 29-30.
 - 21) "The Rights of Conscience Inalienable," *Writings*, pp. 177-179.
 - 22) *Ibid.*, p. 180.
 - 23) *Ibid.*, pp. 184-185.
 - 24) A.P. Stokes, *op. cit.*
 - 25) "Events in the Life of John Leland," *Writings*, p. 30.
 - 26) Jacob C. Meyer, *Church and State in Massachusetts from 1740-1833* (Cleaveland: Western Reerve University Press, 1930), p. 234.
 - 27) *Ibid.*, pp. 234-235.
 - 28) John Leland, "The Yankee Spy, Calculated for the Religious Meridian of Massachusetts," *Writings*, pp. 213-229.
 - 29) *Ibid.*, p. 227.
 - 30) *Ibid.*, pp. 223-224.
 - 31) L.H. Butterfield, *Elder John Leland, Jeffersonian Itinerant* (Worcester, Mass.: American Antiquarian Society, 1953), p.210.
 - 32) John Leland, "A Blow at the Root," (Fast Day Sermon, Delivered at Cheshire, Massachusetts, April 9, 1801), *Writings*, pp. 233-255.
 - 33) John Leland, "An Oration of Independence," *Writings*, p. 267.
 - 34) John Leland, "Speech: Delivered in the House of Representatives of Massachusetts, on the Subject of Religious Freedom," 1811, *Writings*, p. 213.
 - 35) L.H. Butterfield, *op. cit.*, p. 213.
 - 36) Stokes, *op. cit.*, p. 425.
 - 37) John Leland, "Address: Delivered at Dalton, Massachusetts, January 8, 1831," *Writings*, p. 607.

IV. ジョン・リーランドの思想分析

- 1) "Bachus, Isaac," *Encyclopedia of Southern Baptists* (Nashville, Tennessee: Broadman Press, 1958), p.101. See also H. Leon McBeth, *The Baptist Heritage* (Broadman Press, 1987), p. 254.
- 2) T.B. Maston, *Isaac Backus: Pioneer of Religious Liberty* (Rochester: American Baptist Historical Society, 1962), pp. 74-76. マ斯顿はバッカスに対するイギリスの

ジョン・ロックの思想的影響を論じている。

- 3) William G. McLoughlin, *New England Dissent, 1630-1830*, vol 2 (Cambridge: Harvard University Press, 1971), pp. 925-926.
- 4) Isaac Backus, *A History of New England and Particular Reference to the Denomination of Christians Called Baptists* (Newton, MA: Backus Historical Society, 1871, reprinted New York: Arno Press, Inc., 1969), p. 321.
- 5) McLoughlin, op. cit., pp. 605-606.
- 6) 「美しい調和」という語はバッカスが書いたパンフレット「自分自身の網に捕われた魚」(1768年)の中で使われている。W.G. McLoughlin, *Isaac Backus on Church, State and Calvinism: Pamphlet, 1754-1789* (Cambridge: Harvard University Press, 1968).
- 7) John Leland, "On Sabbath Laws," *Writings*, p. 565.
- 8) John Leland, "A Blow at the Root," *Writings*, p. 255.
- 9) Andrew M. Manis, "Regionalism and a Baptist Perspective and Separation of Church and State", *American Baptist Quarterly* (Summer, 1996), 3: 220.
- 10) 斎藤剛毅「トマス・ジェファソンによるヴァージニア信教自由確立法の研究」,『福岡女学院大学紀要』(1999年2月), 149—150頁。
- 11) Thomas Jefferson, "Bill for Establishing Religious Freedom in Virginia", *American Religions: Literary Sources & Documents*, ed. by David Turley, vol. II (Helm Information Ltd., 1998), p. 5.
- 12) リーランドに対するトマス・ジェファソンの影響及びリーランドの思想形成に地域性の問題を指摘する研究者の一人に A.M. マニスが挙げられる。Andrew M. Manis, *op. cit.*, 3: 213—227参照。